

## 北海道科学大学再入学規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学学則及び北海道科学大学大学院学則（以下「学則」という。）に定める再入学に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 再入学を出願できる者は、退学又は授業料未納により除籍となった者とする。ただし、退学者に関しては、次の場合を除くものとする。

- (1) 学則に定める懲戒となり退学した者
- (2) 学則に定める最長在学年限（休学期間を除く）での卒業が不可能となり退学した者

(出願できる学科)

**第3条** 再入学を出願できる学科は、原則として在学時に所属した学科・コースとする。なお、組織改廃等により当該学科が存在しない場合は、学生支援センター長は出願可能な学科・コースを提示するものとする。

(出願時期)

**第4条** 再入学の出願は、入学する前年度の12月初めとし、受付は年1回とする。

(出願書類等)

**第5条** 再入学を出願する者は、次の各号の書類に別に定める入学検定料を添えて教務課に提出するものとする。

- (1) 再入学願書（本学所定のもの）
- (2) 健康診断書
- (3) その他本学が必要とする書類

(入学時期)

**第6条** 再入学の時期は、学年の始めとし、年度途中の入学は認めない。

(入学選考)

**第7条** 再入学の選考は、書類審査、当該学科の面接選考及び学生支援センターによる審査のうえ、教授会の議を経て学長が行う。

(入学年次及び既修得単位の取り扱い)

**第8条** 再入学年次及び既修得単位の取り扱い等は、学生支援センターによる審査のうえ、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

**第9条** 合格者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、学則に定める授業料等を納めなければならない。ただし、入学金の納付を免除する。

2 除籍となった者が、再入学の手続きを行う際には、未納であった授業料等を納めなければならない。

3 入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(規程の適用)

**第10条** 再入学を許可された者には、再入学年次の学則及び諸規程を適用する。

(再入学の制限)

**第11条** この規程に基づき再入学を許可された者が退学又は授業料未納により除籍になった場合、以後再入学を願い出ることはいない。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

(読み替え)

**第13条** 大学院の再入学に関し、この規程を適用する場合は、「教授会」を「研究科委員会」、「当該学科」を「当該専攻」及び「卒業」を「修了」に読み替えるものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条に基づく除籍となった者の再入学は、平成11年4月1日以降に除籍となった者から適用する。

この規程の施行に伴い「再入学取扱要綱」は廃止する。

1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成23年10月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。